

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 中央図書館 利用サービス担当 (06-6539-3326)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	大阪市立図書館入館の制限
概要	他人に迷惑をかける行為をする等、一定要件に該当する方に対しては、入館を断り、又は退館していただくことがあります。
根拠法令等 及び条項	図書館規則（昭和36年9月1日（教）規則第12号） 第3条 (https://www.oml.city.osaka.lg.jp/?page_id=446)
処分基準	次のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることがあります。 ・他人に迷惑をかける行為をする者 ・図書館資料又は施設を損傷するおそれがあると認められる者 ・他人に危害を及ぼし若しくは他人の迷惑となる物品又は動物を携行する者 ・管理上必要な指示に従わない者 ・その他支障があると認められる者 (例) ・酒気を帯びた者 ・過度の臭気を放つ者 ・居眠り等で座席を長時間占有するもの ・フロアに横になったり、座り込む者 ・みだりに騒ぎ立てたり、大きな音を出す者 ・閲覧室内で飲食する者 ・他人の利用の妨げになるような大きな荷物を持ち込む者 ・動物あるいは他人の迷惑となるものを持ち込む者（盲導犬、介助犬等は除く）
ホームページ	https://www.oml.city.osaka.lg.jp
備考	